

FinTech は何をもたらすのか 第7回

2017年7月10日 全4頁

# 本格的なオープン API 時代の到来なるか

~電子決済等代行業者との連携による機会(オープン・イノベーション)と脅威~

金融調査部 主任研究員 町井 克至

第7回では、FinTech 進展の鍵となるオープン・イノベーションの担い手とされている「電子決済等代行業者」がもたらす機会と脅威の可能性について述べる。

### 1. 電子決済等代行業者とは

電子決済等代行業者(以下、代行業者)とは、銀行等の口座に対して「口座管理サービス」「電子送金サービス」の2つのサービスのいずれかを行う者であり、2017年5月26日に成立した銀行法等の一部を改正する法律(以下、銀行法等改正法)によって規定された¹。2つのサービスのうち、前者「口座管理サービス」は、顧客が持つ銀行、証券、電子マネー、クレジットカード、ポイント等の口座・契約や取引状況を統合して、スマートフォンの画面に一覧表示するサービスなどを指す。後者「電子送金サービス」は、顧客からの為替取引の指図(顧客が口座を持つ金融機関に対して、口座の資金を移動させる指示)を受けて、顧客に代わって金融機関に対して為替取引の指図を行うサービス(例えば、電子モールでの支払い、公共料金の支払い、携帯番号等を使った送金)などを指す。

本稿執筆時点で確認されている代行業者のサービスは、スマートフォンのアプリとして提供され、使い勝手の良い操作性、口座情報等との円滑で自動的な連携、取引履歴の家計簿等の科目への自動仕分け・集計といった機能を備えているものが多い。加えて、資産・収支の総額や内訳に関して、年齢・所得・地域・世帯構成等を軸とした他の顧客の平均値と当該顧客の数値を比較するなど、集計結果を基にした分析情報を提供するものもある。法人向けには、クラウド会計システムと連動させたサービスも存在する。銀行法等改正法に先立つ金融庁のワーキング・グループの報告<sup>2</sup>(以下、金融制度 WG 報告)では、大手 2 社で延べ利用者数が約 1,000 万人に達していることが報告されている。

<sup>1</sup> 銀行法等改正法に関しては次のレポートも参照。大和総研「<u>電子決済等代行業、オープン API に関する銀行</u> 法改正法の概要」(横山淳、2017 年 6 月 5 日)

 $<sup>^{2}</sup>$  金融庁金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告  $^{-}$  オープン・イノベーションに向けた制度整備について  $^{-}$  」(2016 年 12 月 27 日)

## 2. 今後 2~3 年でオープン API の体制が整備される見込み

銀行法等改正法は、代行業者、金融機関双方に対して図表1に示す対応を求めている<sup>3</sup>。代行業者は、これまでは事業を営むにあたって規制当局等への登録や認可等は求められておらず、金融機関との接続に関しても、金融機関と契約を締結することなく、顧客のIDやパスワード等を預かって自動的に金融機関のウェブサイトから情報を取得する仕組み(「スクレイピング」という)を採用していた。銀行法等改正法は、このような慣行における安全性や個人情報の取り扱いなどに関する懸念の払拭を図るため、代行業者に対して登録制を導入し、電子決済等代行業を行う前に金融機関と契約を締結することなどを求める内容となっている。

金融機関に対しては、努力義務として、スクレイピングの代替として安全性が高いとされる「オープン  $API^4$ 」の体制を整備することを求めている。全ての金融機関は、代行業者との「連携・協働に係る方針」「接続に係る基準」の策定・公表が義務付けられており、前者については、銀行法等改正法の公布(2017 年 6 月 2 日)から 9 カ月以内とされている。つまり、全ての金融機関は、代行業者とオープン API によって接続する・しないにかかわらず、上記のような代行業者との付き合い方を 2018 年 3 月 1 日までに公表しなければならない。さらに、その理由も明らかにする必要があり、オープン 2018 年 2018 に対応しない場合であっても同様である 2018 。

図表 1 銀行法等改正法において代行業者および金融機関に求められる主な対応

代行業者	金融機関
・内閣総理大臣の登録	・オープン API の体制整備に努めること(努力義務)
・金融機関との間で契約を締結すること	・代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表
・情報の適切な管理、業務管理体制の整備 等	・代行業者との接続に係る基準の策定・公表 等

(出所) 金融庁「『銀行法等の一部を改正する法律案』に関する説明資料」などより大和総研作成

また、金融機関が代行業者とオープン API で連携するにあたり、どのような情報の取得あるいは更新の権限を許容するかは、それぞれの「連携・協働に係る方針」「接続に係る基準」や、それに基づく個々の契約によって定められることになると想定される。参考までに、図表 2 は、金融機関が API で付与する権限の具体的な例を整理したものである。権限は、当該顧客の金融機関における情報を代行業者のような外部企業が参照するのみの「参照・照会系 API」と、外部企業が参照だけでなく更新も可能な「更新・実行系 API」の 2 つに大別されている。

<sup>5</sup> 金融庁「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」(2017年6月27日)



\_

<sup>3</sup> 銀行法等改正法では、銀行法以外に、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法などについても同様の改正を行っている。なお、同法案の参議院財政金融委員会における審議では、証券、保険についてもニーズが拡大した場合に銀行法の改正だけではとどまらないのではないかとの質問に対して、「より横断的な規制体系の整備」が一つの重要な視点になるとの答弁がなされている。参議院、193 回国会 参議院 財政金融委員会の整備 16 号」(2017 年 5 月 25 日)

<sup>4</sup> 一般に、API (Application Programming Interface) は情報システム間の接続仕様を指し、オープン API とは API を外部に開放することを表す。金融制度 WG 報告では、「銀行が FinTech 企業等に API を提供し、顧客の同意に基づいて、銀行システムへのアクセスを許諾することを『オープン API』という」としている。

#### 図表2 金融制度ワーキング・グループで議論された、金融機関が API で付与する権限の例

参照·照会系 API	更新·実行系 API
·店舗·ATM 所在地、店頭混雑状況照会	・来店予約
·市況、金利·手数料情報照会	・ローンシミュレーション
・ポイント、カード請求額照会	・口座開設、諸届(住所変更等)
・口座情報、残高、入出金明細照会	•金融商品売買指図
・KYC(顧客確認)/AML(マネロン対策)情報照会	·資金移動指図(振込·振替、引落)

(注 1)「参照・照会系 API」とは当該顧客の金融機関における情報を外部企業が参照するのみの接続仕様、「更新・実行系 API」とは当該顧客の金融機関における情報を外部企業が参照し更新可能な接続仕様を指す。

- (注 2) 更新・実行系 API の例には、登録・免許が必要となる可能性のある指図が含まれる。
- (注3)必ずしも実装例があるとは限らない。

(出所) 金融庁金融審議会金融制度ワーキング・グループ第3回資料2-1 全国銀行協会「オープンAPIのあり方に関する全銀協の検討状況」(2016年10月28日)より大和総研作成

代行業者と金融機関の契約締結および金融機関によるオープン API の体制整備は、銀行法等改正法の施行 6から 2 年以内という猶予が設けられている。全国銀行協会からは、オープン API の標準化、セキュリティ対策および利用者保護などついてとりまとめた報告書が、中間的な整理(案) との位置付けながら既に公表されている 7。従って、この 2~3 年のうちに、努力義務に応じる各金融機関と代行業者がオープン API によって連携する枠組みが整備されることとなろう。

#### 3. 金融機関の機会と脅威、オープン API 時代の到来なるか

金融サービスを利用する顧客は、金融機関と代行業者がオープン API で連携することで、個別の金融機関で異なる手続き(オンラインサービスの画面の違い等)を意識することなく、複数の金融機関のサービスを代行業者経由で一元的に利用できるようになる。さらに、代行業者のサービスは、図表 2 の例だけでなく、顧客が利用可能な項目が増えるほどより利便性が高まる。オープン API の推進は、顧客の利便性を大幅に高めるという意味において、金融サービスにおけるオープン・イノベーション(外部との連携・協働による革新)と言え、金融機関にとって顧客重視のビジネスモデルを深化させる機会になると考えられる。

他方、金融機関と代行業者の連携は、フロント業務の一部を代行業者に委託するという側面もある。金融機関は、これまで通り口座情報や取引履歴の保全、安全かつ確実な決済の執行(ファイナリティ)等の重要な責任を担うにもかかわらず、顧客との接点(顧客ニーズを把握するための情報を得る機会)を失うことになる。その結果、代行業者を経由した個別の金融機関の「独自性」が見えづらくなる懸念がある。この意味において、オープン API の推進は、金融機関にとって脅威となり得る。

<sup>7</sup> 一般社団法人全国銀行協会「オープン API のあり方に関する検討会報告書 ーオープン・イノベーションの活性化に向けて-【中間的な整理(案)】」( $2017 \mp 3$ 月 16日)



-

<sup>6</sup> 銀行法等改正法の施行は公布日から起算して1年を超えない範囲の政令指定日とされている。

オープン API の体制を整備する判断は、個々の金融機関の規模、営業範囲、事業戦略等によって異なると考えられるが、顧客視点に立って利便性を高めるという経営課題は、どの金融機関でも共通であろう。2018 年 3 月 1 日までに金融機関が公表する代行業者との「連携・協働に係る方針」は、顧客利便性の向上を目指す金融機関が大勢を占めることで、本格的な「オープン API 時代」が到来するかの試金石となり得るのではないか。

(次回予告:(最終回) FinTech による変革のロードマップ)

